

社会福祉法人 永仁会

入間ショートステイ

サービス種類 短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護

重要事項説明書

重要事項説明書

〈令和8年6月1日 現在〉

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口（相談・要望・苦情等）

電話 04-2963-4803（9時～18時まで）

担当 生活相談員 ※ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

苦情解決制度

- ・苦情解決責任者 施設長 上田 修一 04-2963-4801
- ・苦情受付担当者 施設介護課長 横田 健吾 04-2963-4801
- ・第三者委員 元入間市連合区長会長 福島 隣一 04-2962-4510
元社会福祉法人永仁会施設長 井上 初男 04-2952-9952

その他の相談先

- ・入間市健康推進部介護保険課 04-2964-1111
- ・埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係
048-824-2568
(苦情相談専用)
- ・埼玉県運営適正化委員会 福祉サービス苦情相談係 048-822-1243

2 入間老人ホーム 短期入所生活介護事業の概要

(1) 提供できるサービスの種類 短期入所生活介護等サービス及び付随サービス

(2) 施設の名称及び所在地、定員等

施設名称	入間老人ホーム 短期入所生活介護事業
所在地	埼玉県入間市大字小谷田1656番地1
介護保険事業者番号	短期入所生活介護 (埼玉県1172801670)
定員	10名

(3) 施設の勤務体制

<単位：人>

職種	業務内容	配置数
管理者	施設運営の総括管理等	1人
医師	診療、健康管理等	1人以上
生活相談員※	生活上の相談等	1人以上
介護職員※	生活上の介護等	3人以上
看護職員※	生活上の看護、健康管理等	1人以上
管理栄養士	栄養管理等	1人以上
機能訓練指導員	機能回復訓練等	1人以上 (看護職員兼務)
事務員	一般事務、料金請求等	1人以上
宿直職員	宿直	1人以上

※特養との兼務。

(4) 施設の設備概要

居室	個室	10室	医務室	1室
			共同生活室 (食堂)	1室
浴室	浴室	一般浴槽・一人浴槽・特殊浴槽があります	地域交流スペース	1室

3 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 有 無

4 サービス内容

- ①食 事・・朝食 8:00～9:00
昼食 12:00～13:00
夕食 18:00～19:00
食事の提供は原則上記の時間となりますが、ご体調やご都合に応じて提供時間の変更も可能です。また、湯茶等のサービスがあります。
原則、共同生活室にておとりいただきます。
- ②入 浴・・週に最低2回入浴していただきます。ただし、利用者の状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。
- ③介 護・・ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。
着替え介助、排泄介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い、食事介助 等
- ④機能訓練・・必要に応じ訓練室等において機能回復訓練を行ないます。
- ⑤健康管理・・日々簡単な健康チェックを行ないます。
- ⑥生活相談・・常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
- ⑦緊急時の対応
- ・・利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。
- ⑧安全管理・・防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。
- ⑨特別食の提供
- ・・当施設では、通常メニューのほかに医療上必要な場合等のために特別食をご用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。料金は別途かかります。
- ⑩行政手続き代行
- ・・行政手続きの代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は、職員にお申し出ください。ただし、手続きに係る経費は、その都度お支払いいただきます。
- ⑪日常費用の受入・支払代行
- ・・介護以外の日常生活に係る諸費用に関する受入・支払代金を申し込むことができます。
- ⑫所持品等の保管
- ・・特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。ただし、預かることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは相談員にお尋ねください。また、お預かり所持品の経年劣化につきましては当法人は保証いたしかねます。
- ⑬行事・レクリエーション
- ・・当施設では、日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行われます。行事によっては、別途料金がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明させていただきます。
- ⑭その他のサービス
- ア 希望食の提供 : 当施設では、通常のメニューのほかに希望食をご用意しております。ご利用の際は前日までにお申し出ください。料金は別途かかります。

イ 理美容サービス : 当施設では、理美容サービスを実施しております。

料金は別途かかります。

ウ その他のサービス : 介護保険の適用を受けられないサービス等について

は、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。

5 サービス利用料金

(1) ①介護保険対象費用

「介護保険負担割合証」の「利用者負担の割合」が「1割」又は「2割」若しくは「3割」で利用料金が異なりますので、ご注意ください。

尚、以下の料金（「併設型短期入所生活介護費」、「加算料金」）は、「利用者負担の割合」を「1割」で記載しています。

「2割」及び「3割」の利用料金を含め、詳細は別紙の短期入所利用料金表をご参照下さい。

<併設型短期入所生活介護費>（1日あたりの自己負担分）

要介護度	併設型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費（Ⅰ）	要介護度	併設型ユニット型 短期入所生活介護費（Ⅰ）
要支援1	5 2 9 円	要介護1	7 0 4 円
要支援2	6 5 6 円	要介護2	7 7 2 円
		要介護3	8 4 7 円
		要介護4	9 1 8 円
		要介護5	9 8 7 円

※当施設で該当することとなった場合のみ発生する減算料金

○長期利用者に対する短期入所生活介護：1日－30円

連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者に対して、指定短期入所生活介護を行った場合、所定単位数から減算をします。

○連続61日以上短期入所生活介護を行なった場合、介護福祉施設サービス費の単位数と同単位となる。

<加算料金>

加算料金については項目が該当した際に料金が発生します。

○看護体制加算（Ⅰ）：1日4円（要支援1・要支援2の方は対象外です）

○看護体制加算（Ⅱ）：1日8円（要支援1・要支援2の方は対象外です）

○看護体制加算（Ⅲ）イ：1日12円（要支援1・要支援2の方は対象外です）

○看護体制加算（Ⅳ）イ：1日23円（要支援1・要支援2の方は対象外です）

○医療連携強化加算：1日58円（要支援1・要支援2の方は対象外です）

○夜勤職員配置加算（Ⅰ）：1日13円（従来型・要支援1・要支援2の方は対象外です）

○夜勤職員配置加算（Ⅱ）：1日18円（ユニット型・要支援1・要支援2の方は対象外です）

○夜勤職員配置加算（Ⅲ）：1日15円（従来型・要支援1・要支援2の方は対象外です）

○夜勤職員配置加算（Ⅳ）：1日20円（ユニット型・要支援1・要支援2の方は対象外です）

○サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：1日 22円

○サービス提供体制強化加算（Ⅱ）：1日 18円

○サービス提供体制強化加算（Ⅲ）：1日 6円

- 生活機能向上連携加算（Ⅰ）：1月100円（3月に1回を限度）
- 生活機能向上連携加算（Ⅱ）：1月200円
- 個別機能訓練加算：1日56円
- 介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）17.6%（31日の自己負担分）
- 送迎加算：片道184円（往復368円）
- 若年性認知症利用者受入加算：1日120円
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算：1日200円（7日間を限度）
- 認知症専門ケア加算（Ⅰ）：1日3円
- 認知症専門ケア加算（Ⅱ）：1日4円
- 在宅中重度者受入加算（Ⅰ）：1日421円（要支援1・要支援2の方は対象外です）
- 在宅中重度者受入加算（Ⅱ）：1日417円（要支援1・要支援2の方は対象外です）
- 在宅中重度者受入加算（3）：1日413円（要支援1・要支援2の方は対象外です）
- 在宅中重度者受入加算（4）：1日425円（要支援1・要支援2の方は対象外です）
- 療養食加算（医師の指示がある場合）：1日24円
- 緊急短期入所受入加算：1日90円（7日間を限度）
- 生活相談員配置等加算：1日13円
- 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）：1月100円
- 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）：1月10円
- 口腔連携強化加算：1回50円
- 看取り連携体制加算：1日64円（7日を限度）

※料金についてご不明なことがございましたら、遠慮なく生活相談員までお問い合わせください。

<地域区分>入間市（6級地6%） 10.33円

※（併設型短期入所生活介護費＋当該加算料金）×10.33円＝1日あたりの介護保険対象費用。

- (1) ー②食費 1日あたり1,675円（朝食397円、昼食723円、夕食555円）
 居住費 1日あたり2,260円

(2) その他の料金

- ①特別食 実費
- ②希望食 実費
- ③行政手続代行費 実費
- ④日常費用受入・支払い代行
- ⑤理美容代 2,145円
- ⑥その他 上記の他、レクリエーション費用、買物サービスの費用等

(3) サービス利用料金等の減免措置の申請

詳細は住所地の各市区町村にお問い合わせください。

- ・介護保険負担限度額認定（食費及び居住費）申請について
第1段階～第3段階・・・世帯全員が市町村民税非課税の方
第4段階・・・第1段階～第3段階以外の方
- ・社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の申請について

(4) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。

以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合で、必要な場合は、ご家族または緊急連絡先に連絡するとともに、速やかに主治医又は医療機関に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

(5) 支払方法

毎月15日までに前月分の請求書をお渡しします。お支払い方法は口座振替（自動払込）とし、毎月28日（28日が金融機関休業日のときは翌日営業）に振替させていただきます。入金確認後、領収証を発行します。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話等でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は、2ヶ月前からできます。「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

事業者は入所時の利用者の状況等について把握するため、利用者、またはご家族から即応、現況等についてお伺いします。入所時間は原則として利用開始日の10時とし、退所時間は利用終了日の15時とします。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護等をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が介護保健施設に入所した場合・・・入所日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合・・・非該当となった日
- ・利用者がお亡くなりになった場合・・・死亡日の翌日

③その他

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払を30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず、15日以内に支払われない場合又は利用者やご家族などが当施設や当施設の職員又は他の利用者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為や迷惑行為を行なった場合又はやむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。
- ・ 利用者のやむを得ない事由により契約終了後の施設利用があったときは実費を請求します。

7 事故発生時の対応について

(1) 事故の記録について

事故が発生した場合には介護事故報告書を作成し、その原因を解明し、再発防止策を講じます。また、発生した事故の状況及び事故に際して対応した記録を行います。

(2) 身元引受人等への連絡

利用者が転倒等により、怪我を負われる等の事故が発生した際は、身元引受人等に事故状況の報告及び説明のため、速やかに連絡を行います。

(3) 医療機関への受診

事故に伴う利用者の怪我の程度について、当法人の看護職員又は医師が、医療機関への受診が必要と判断した場合は、協力病院又は対応が可能な医療機関へ速やかに受診できるよう対処します。

(4) 行政機関への連絡

事故発生の状況や事故に伴う利用者の怪我の程度について、行政機関に報告が必要とされる場合は、速やかに事故報告の連絡を行います。

(5) 事故に伴う損害の賠償

事故に伴う利用者の怪我等のうち、事業者の責任により利用者に生じた損害については、「社会福祉法人永仁会入間老人ホーム短期入所生活介護事業利用契約書」第12条の規定に基づいて、その損害の賠償責任を負い、速やかに賠償に必要な手続き等を行います。

ただし、事故の発生が不可抗力によるとき、事業者は賠償の責めを負わないものとします。

8 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先①	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
緊急連絡先②	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
主治医	
病院又は診療所名	
医師名	
住所	
電話番号	

上記連絡先に変更が生じた時は、必ずお申し出ください。

9 その他

社会福祉法人永仁会 入間老人ホーム 短期入所生活介護事業のご利用にあたり、利用者及び身元引受人又は利用者、代理人及び身元引受人に対して書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者 所在地 埼玉県入間市大字小谷田1656番地1

事業者名 社会福祉法人 永仁会

事業所名 入間ショートステイ

代表者名 理事長 永田 雅良

説明者 生活相談員

氏 名

私は、本書面により、事業者から社会福祉法人永仁会 入間老人ホーム 短期入所生活介護事業についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

代理人 ※該当する項目いずれかに○印

1 法定後見 (後見 ・ 保佐 ・ 補助)
(登記番号)

2 任意後見
(登記番号)

3 その他 (委任状)

住 所

氏 名

身元引受人 住 所
(主たる家族等)

氏 名